

〔積立定期預金〕

1. 商品名	・ 積立定期預金
2. 販売対象	・ 個人、法人
3. 期間	・ 1年以上7年以下（3ヵ月の据置期間を含みます。）
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 積立預入（満期日の3ヵ月前まで積立ができます。） ・ 1回あたり1円以上、1口座の預入総額100億円未満 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 各積立預入時における、預入日から満期日の前日までに応じたスーパー定期預金の店頭表示の利率を適用します。 ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上あるものについては、その期間に応じたスーパー定期預金の店頭表示の利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とし、1年を365日とした日割計算
7. 税金	・ 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります（非課税法人は除きます）。
8. 手数料	・ ありません。
9. 付加できる 特約事項	・ 少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	・ お預け入れ金額ごとに、お預け入れ日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの期間について、別表（スーパー定期預金）に記載の期限前解約利率によって計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 ・ なお、所定の各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考事項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 毎月1回毎に積立金額、積立日を定め、普通預金等から自動振替により預け入れるお取り扱いもできます。また、ボーナス併用によるお取り扱いもできます。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。